AIG

自動車保険 総合パンフレット

AAP・AAI

AIG損保



家庭用総合自動車保険・一般用総合自動車保険

2026年9月版	2027年1月1日以降保険始期契約用

商品構成　次の質問項目により、AAP（家庭用総合自動車保険）もしくはAAI（一般用総合　自動車保険）どちらかでのご契約となります。

記名被保険者は個人ですか?法人ですか?
- 個　人
- 法　人

ご契約者が自ら所有・使用されるお車のご契約台数が9台以下（他の保険会社でのご契約を含みます）ですか?
- 9台以下
- 10台以上

ご契約のお車の用途車種は、以下に該当しますか?
①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑦自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑧特種用途自動車（キャンピング車） ⑨二輪自動車

（注）レンタカー・教習用自動車の場合は、「該当しない」を選択ください。

- 該当する
- 該当しない

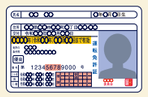
ご契約のお車は事業専用車ですか?

事業専用車とは、プライベートや通勤には一切使用せず、業務のみに使用する自動車をいいます。

〈判定例〉

事　例	判　定
ほぼ毎日業務のみに使用しており、その他の用途には使用していない。	事業専用車
月に2、3日しか使用しないが、業務のみに使用しておりその他の用途には使用していない。	事業専用車
ほぼ毎日業務に使用しているが、年に数回、子どもの送迎に使用する。	事業専用車以外

- 事業専用車以外
- 事業専用車

		ご自身の危険度に合わせたリスク細分型保険 AAP（家庭用総合自動車保険）	自由に設計できる保険 AAI（一般用総合自動車保険）
設定項目※1	運転者年齢条件※2 	☑年齢を問わず ☑21歳以上 ☑26歳以上 ☑30歳以上 ☑35歳以上	☑年齢を問わず ☑21歳以上 ☑26歳以上 ☑30歳以上
	運転者の限定※3	☑限定なし ☑本人・配偶者限定	☑限定なし ☑本人・配偶者限定
	運転免許証の色 	☑ゴールド免許証 ☑ゴールド免許証以外	設定なし
	使用目的 	☑平均月15日以上 業務使用 ☑平均月15日以上運転される方ご自身の 通勤・通学使用 ☑日常・レジャー使用	設定なし

※1 設定項目（運転者年齢条件・運転者の限定・運転免許証の色・使用目的）について詳しくは、P31・P32をご確認ください。
※2 AAIの場合、運転者年齢条件を設定いただけるのは、ご契約のお車が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車・二輪自動車・原動機付自転車のノンフリート契約のときのみとなります（レンタカー・教習用自動車を除きます）。また、ご契約のお車が原動機付自転車の場合に設定いただける運転者年齢条件は、「年齢を問わず」「21歳以上」のみとなります。
※3 運転者を限定（運転者本人・配偶者限定特約をセット）いただけるのは、AAPの場合はご契約のお車が自家用8車種のみ、AAIの場合は自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車（レンタカー・教習用自動車を除きます）のみとなります。
（注）特殊な料率を適用する一部のご契約については、上記質問項目に関わらずAAIでのご契約となります。

CONTENTS

商品構成 …… 01
賠償に関する補償 …… 03
ご自身や同乗者の補償 …… 07
ご契約のお車の補償 …… 13
その他の補償 …… 19
ロードレスキュー …… 27
保険料決定の仕組み …… 29
ご契約に際して …… 34
事故が起きたら …… 35
保険金をお支払いできない主な場合の詳細 …… 36
用語集 …… 37

賠償に関する補償

■対人賠償責任保険 AAP AAI 示談交渉サービス付! 事故現場「電話代理対応」付!(P5)

ご希望によりセットできます。

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。



示談交渉サービス

被保険者からお申し出があり、事故の相手の方の同意が得られれば、弊社は、原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けします。

(注1)被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していない事故(一方的な被害事故など)の場合や被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合などは示談交渉のお引き受けはできません。
(注2)被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していない事故(一方的な被害事故など)に備えて、弁護士費用等特約(P19)のセットをおすすめします。

被保険者の範囲

❶ 記名被保険者	❷ ご契約のお車を使用または管理中の記名被保険者のご家族	❸ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方※1	❹ 記名被保険者の使用者※2 ※3

※1 モータービジネスを業とする方が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
※2 記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。
※3 請負契約・委任契約などの契約に基づき記名被保険者の使用者に準じる地位にある方を含みます。

(注) ❶ から ❸ のいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族に限ります)も被保険者となります。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

お支払いする保険金

❶ 対人賠償責任保険金

法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などにより支払われるべき金額を差し引いた額を、被害者1名につき、保険金額を限度にお支払いします。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用、示談交渉費用、争訟費用などの費用についてもお支払いします。

❷ 対人臨時費用保険金

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死亡させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、被保険者が臨時に必要とする費用として、死亡した被害者1名につき、15万円を対人賠償責任保険金とは別にお支払いします。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①次のいずれかに該当する方が死傷したことにより、被保険者が被った損害
・記名被保険者
・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子
・被保険者の父母、配偶者または子
・被保険者の業務に従事中の使用人
・被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人(被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります)。ただし、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者が被った損害については補償されます。

②故意　③地震・噴火・津波　④台風・洪水・高潮　⑤競技・曲技　⑥第三者との特別な取決め

(注)②～⑥について詳しくはP36をご覧ください。　など

■対人賠償使用人災害特約 AAP AAI

対人賠償責任保険をセットしたご契約にご希望によりセットできます。

対人賠償責任保険の保険金をお支払いする事故の範囲を拡大し、記名被保険者の業務に従事中の記名被保険者の使用人を死傷させ、それによって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

(注1)被害者救済費用特約の保険金をお支払いする事故の範囲も同様に拡大し、保険金をお支払いします。
(注2)業務中の事故により使用人を死傷させたことによる使用者の法律上の損害賠償責任を補償する他の保険契約をご契約されている場合は、取扱代理店・扱者にご相談のうえ、この特約のセットをご検討ください。

■対歩行者等事故傷害特約 AAP AAI

対人賠償責任保険および人身傷害保険をセットしたご契約にご希望によりセットできます。

ご契約のお車の自動車事故※により、歩行中や自転車(原動機付自転車を除きます)で通行中の方を死亡させたか、ケガによる入院をさせた場合に、対人賠償責任保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害に対して保険金をお支払いします。

※対人賠償責任保険の保険金が支払われる事故に限ります。

この特約の被保険者は、死亡またはケガにより入院した歩行者または自転車(原動機付自転車は除きます)で通行していた相手の方となります。
この特約の保険金は、ご契約者等の意向にかかわらず、被保険者からの請求に基づいてお支払いします。

被保険者の範囲

❶ 歩行者	❷ 自転車※で通行する方

※原動機付自転車は除きます。

お支払いする保険金

約款に定める人身傷害条項損害額算定基準に従って弊社が算出した損害の額を、被保険者1名につき、保険金額※を限度にお支払いします。

※対人賠償責任保険の保険金額と同額になります。
(注)自賠責保険・対人賠償責任保険などの保険金または共済金が支払われた場合などは、その額を差し引いてお支払いします。

対歩行者等事故傷害特約の補償イメージと支払い例

【事故例】信号のない交差点で右折の自動車と左方から直進の自転車が衝突、自転車の運転者は入院8か月の受傷。
自転車の運転者の過失割合20%、ケガに関わる損害の額500万円の場合

被保険者(相手の方)の損害の額

お客さまの法律上の損害賠償責任の額

相手の方の負担額(相手の方の過失部分)

自賠責保険などから支払われる金額 120万円	対人賠償責任保険から支払われる金額 280万円	対歩行者等事故傷害特約から支払われる金額 100万円※

相手の方の損害の額 500万円 × お客さまの過失割合 80% − 自賠責保険などから支払われる金額 120万円 ＝ 280万円

※被保険者(相手の方)の請求に基づき、被保険者(相手の方)にお支払いします。
(注)上記は補償のイメージであり、被保険者(相手の方)の損害の額が約款に定める人身傷害条項損害額算定基準に従い算出した額と対人賠償責任保険の損害賠償の額が異なる場合などでは、実際のお支払いの金額は上記と異なります。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①被保険者が、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で自転車を運転している場合、または酒気を帯びた状態で自転車を運転している場合に生じた損害
②次のいずれかに該当する方が対人賠償責任保険の被保険者の場合
・この特約の被保険者の父母、配偶者または子
・この特約の被保険者の使用者(被保険者がその使用者の業務に従事している場合に限ります)
③故意・重大な過失
④脳疾患・疾病・心神喪失

(注)③・④について詳しくはP36をご覧ください。　など

賠償に関する補償

■対物賠償責任保険 AAP AAI 示談交渉サービス付! 事故現場「電話代理対応」付!

ご希望によりセットできます。

ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物に損害を与えること、またはご契約のお車が誤って線路に立ち入り電車等を運行不能にさせることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。



示談交渉サービス

被保険者からお申し出があり、事故の相手の方の同意が得られれば、弊社は、原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けします。

(注1)被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していない事故(一方的な被害事故など)の場合や被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合などは示談交渉のお引き受けはできません。
(注2)被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していない事故(一方的な被害事故など)に備えて、弁護士費用等特約(P19)のセットをおすすめします。

被保険者の範囲

対人賠償責任保険に同じ(P3)

お支払いする保険金

法律上の損害賠償責任の額を、1事故につき、保険金額を限度※にお支払いします。なお、免責金額の設定がある場合は、その額を損害賠償責任の額から差し引いてお支払いします。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用、示談交渉費用、争訟費用などの費用についてもお支払いします。

※保険金額が10億円を超える場合(保険金額が無制限の場合など)、「ご契約のお車に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故」や「航空機の滅失、破損または汚損を伴う対物事故」などは、10億円が限度となります。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被保険者が被った損害
- 記名被保険者
- ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子
- 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

②故意
③地震・噴火・津波
④台風・洪水・高潮
⑤競技・曲技
⑥第三者との特別な取決め

(注)②～⑥について詳しくはP36をご覧ください。 など

事故現場「電話代理対応」

対人・対物事故の場合、事故現場から事故報告をいただいた際、ご希望により、お客さまに代わって電話にて事故の相手の方に、今後の対応についての説明等を行います。

(注1)お客さまから直接、弊社「事故受付センター」に事故のご報告をいただいた場合にご利用いただけます。
(注2)サービス提供範囲は、ご契約いただいた補償の範囲に限ります。
(注3)サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。



■相手車全損時臨時費用特約 AAP AAI

対物賠償責任保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。ただし、特殊な料率を適用する一部のご契約にはセットされません。

ご契約のお車の対物事故により、相手自動車が全損※1となった場合に、次の❶または❷の費用のうちいずれか高い額を保険金としてお支払いします。ただし、対物賠償責任保険の保険金をお支払いする場合に限ります。



❶ 相手自動車の修理費が相手自動車の時価額を超える場合において、その差額に対して被保険者が負担する費用。ただし、相手自動車1台につき、相手自動車の修理費と時価額の差額に被保険者の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

❷ 相手自動車に生じた損害に対して被保険者が臨時に必要とする費用。ただし、相手自動車1台につき、損害賠償責任額※2の15%に相当する額(10万円未満の場合は10万円、30万円を超える場合は30万円とします)を限度とします。

※1 相手自動車の修理費が時価額以上となる場合、または相手自動車の損傷を修理できない場合をいいます。
※2「相手自動車の時価額×被保険者の過失割合」をいいます。
(注)❶の費用については、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限り、補償の対象となります。

ご自身や同乗者の補償

■人身傷害保険 AAP AAI ロボケアサービスwith『HAL®』付!

AAPのご契約では、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険もしくは車両保険いずれかのみをセットする場合または対人賠償責任保険および対物賠償責任保険のみセットする場合を除いて、自動的にセットされます。
AAIのご契約では対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険をセットしたご契約にご希望によりセットできます。

補償の対象となる事故により被保険者が死傷した場合に、損害(治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費などをいいます)に対して保険金をお支払いします。

補償の対象となる主な事故　　○:補償されます　×:補償されません

事故の種類 / 保険種類など		ご契約のお車に乗車中の事故	自動車専用道路等上でご契約のお車を一時的に離れている場合の自動車事故※1	ご契約のお車以外の自動車※2に乗車中の事故	歩行中などの車外の自動車事故	自転車などの交通乗用具※3乗車中の事故、および歩行中の交通乗用具※3との接触事故	駅など、乗降場構内(改札口の内側)の事故
AAP		○	○	○※5	○※5	○※5	○※5
AAI	記名被保険者が個人の場合※4	○	○	○※5	○※5	×	×
AAI	記名被保険者が法人の場合	○	○	×	×	×	×
AAP・AAIで「人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約」をセットした場合		○	○	×	×	×	×

※1 サービスエリア等でご契約のお車を離れている場合などを除きます。
※2 「ご契約のお車以外の自動車」には、記名被保険者または記名被保険者のご家族が所有または常時使用する自動車を含まないなど、一定の条件があります。
※3 電車・自転車・船舶・飛行機・エレベーターなどの自動車以外のものをいいます(補償の対象となる交通乗用具には一定の制限があります)。
※4 記名被保険者が法人の場合で、個人被保険者を設定したときを含みます。
※5 被保険者が記名被保険者および記名被保険者のご家族の場合に限り補償の対象となります。なお、記名被保険者が法人で、個人被保険者を設定した場合は、被保険者が個人被保険者および個人被保険者のご家族のときに限り補償の対象となります。

人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約

ご希望によりセットできます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、自動的にセットされます。
・記名被保険者が法人の場合(個人被保険者を設定した場合を除きます)
・ご契約のお車が自家用バスまたは営業用バスの場合　・ご契約のお車がレンタカーまたは教習用自動車の場合

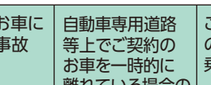
人身傷害保険の補償の対象となる事故を「ご契約のお車に乗車中の事故」等に限定する特約です。

被保険者の範囲

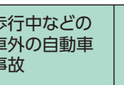
❶ 記名被保険者



❷ 記名被保険者のご家族



❸ ❶および❷以外の方で、ご契約のお車に乗車中の方※1



❹ ❶～❸以外の方で、ご契約のお車の自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者※2

人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約をセットした場合は、次のいずれかに該当する方に限り、被保険者となります。ただし、㋑に該当する方は、ご契約のお車の運行に起因する事故(「ご契約のお車に乗車中の事故」に限定されません)により死傷した場合で、かつ、それによって自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないときに限り、補償の対象となります。
㋐ ご契約のお車に乗車中の方※1
㋑ ㋐以外の方で、ご契約のお車の自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者

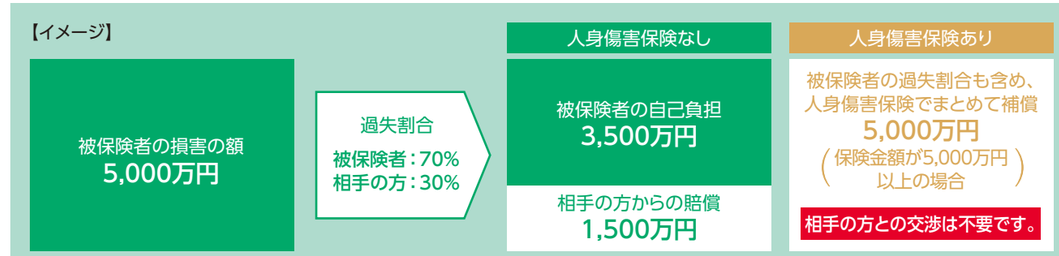
※1 自動車専用道路等上で、ご契約のお車を一時的に離れている方を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のお車を離れている場合などを除きます。
※2 ご契約のお車の運行に起因する事故により死傷した場合で、かつ、それによって自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないときに限ります。

(注)記名被保険者が法人で、個人被保険者を設定した場合は、「記名被保険者」を「個人被保険者」に読み替えます。

お支払いする保険金

被保険者1名につき、保険金額を限度※1※2に実際の損害の額※3に対して保険金をお支払いします。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用などの費用についてもお支払いします。
(注)労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた場合や、相手の方から賠償金が支払われた場合などは、その額を差し引いてお支払いします。

【イメージ】



人身傷害精神的損害補償対象外特約

ご契約のお車が「ハイヤー、タクシーおよび営業用バス」以外で、記名被保険者が法人のAAIのご契約にご希望によりセットできます。

実際の損害の額※3から約款に定める精神的損害の額を差し引いた損害の額に対して保険金をお支払いする特約です。ただし、賠償義務者がいる場合において、これにより算定された額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

※1 保険金額が無制限以外のご契約で、無保険自動車との事故により被保険者がケガをして、死亡した場合または約款に定める後遺障害を被った場合で、十分な賠償を受けられないときは、2億円を限度とします。
※2 保険金額が無制限以外のご契約で、被保険者が約款に定める重度の後遺障害を被り介護が必要な場合は、保険金額の2倍を限度とします。
※3 約款に定める人身傷害条項損害額算定基準に従って弊社が算出します。相手の方の賠償基準とは異なる場合があります。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①被保険者が、被保険者の使用者の業務のために、ご契約のお車以外のその使用者の所有する自動車に乗車している場合に生じた損害
②被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでその自動車に乗車中に生じた損害
③故意・重大な過失
④無免許、酒気帯び運転など
⑤脳疾患・疾病・心神喪失
⑥地震・噴火・津波
⑦競技・曲技

(注)③～⑦について詳しくはP36をご覧ください。　など

ロボケアサービスwith『HAL®』

ご契約のお車に乗車中の交通事故により、脊髄損傷などで自立歩行困難となる後遺障害を被った場合に、ロボケアセンターによる「Neuro HALFIT®」プログラム(最大10回分)をご提供します。

(注1)サービス内容について詳しくは「自動車保険ロボケアサービスwith『HAL®』のご案内」のチラシをご覧ください。
(注2)「ロボケアサービスwith『HAL®』」は弊社提携会社が提供するサービスです。
(注3)サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。

補償の重複に関するご注意も合わせてご確認ください　P26

ご自身や同乗者の補償

■人身傷害諸費用特約 AAP AAI

ご契約のお車が「自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車」で、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害保険をセットしたご契約（フリート契約を除きます）にご希望によりセットできます。



人身傷害保険で補償の対象となる事故により被保険者が入院した場合に、実際に負担した次の費用について保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

被保険者1名につき、「費用」の区分ごとの支払限度額を限度とし、かつ、被保険者1名につき各費用を合算して200万円を限度としてお支払いします。

費用	費用の内容・条件	支払限度額
ホームヘルパー派遣費用	被保険者のうち日常、家事を主として行う方（家事従事者）が入院した場合や、被保険者の入院にともない家事従事者が付き添う場合に、ホームヘルパーを家事従事者の自宅に派遣するための費用	支払対象期間※の日数×25,000円
介護ヘルパー派遣費用	被保険者のうち日常、介護を行う方（介護人）が入院した場合や、被保険者の入院にともない介護人が付き添う場合に、介護ヘルパーを介護人の自宅に派遣するための費用	支払対象期間※の日数×25,000円
ベビーシッター派遣費用	被保険者のうち日常、子供の身の回りの世話を行う方（育児従事者）が入院した場合や、被保険者の入院にともない育児従事者が付き添う場合に、ベビーシッターを派遣するための費用または保育施設に預け入れるための費用	支払対象期間※の日数×25,000円
ペットシッター費用	被保険者のうち日常、ペット（犬または猫に限ります）の世話を行う方（ペット世話人）が入院した場合や、被保険者の入院にともないペット世話人が付き添う場合に、ペットシッターを派遣するための費用またはペット施設に預け入れるための費用	支払対象期間※の日数×25,000円
差額ベッド費用	選定療養に定める特別の療養環境の提供にあたるベッドまたは病室を被保険者が使用するための費用	支払対象期間※の日数×30,000円

※被保険者が入院した日から退院した日までの期間をいいます。ただし、入院した日からその日を含めて180日を超えない期間とします。

■介護費用特約 AAP AAI

ご契約のお車が「自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車」で、人身傷害保険をセットしたご契約（フリート契約を除きます）にご希望によりセットできます。



人身傷害保険で補償の対象となる事故により、被保険者が約款に定める後遺障害（第1級～第9級の後遺障害）を被り、かつ、約款に定める要介護状態となった場合に、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

被保険者の要介護状態の区分※に応じて定めた下表の「支払保険金基準年額」に、「支払対象期間※に対応するライプニッツ係数※」を乗じて算出した額をお支払いします。

要介護状態の区分※		支払保険金基準年額
要介護状態区分A	重度の要介護状態	300万円
	中度の要介護状態	240万円
要介護状態区分B		300万円

※「要介護状態の区分」、「支払対象期間」および「ライプニッツ係数」については、約款に定めるところにより決定します。

ご自身や同乗者の補償

■搭乗者傷害保険 AAP AAI

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険をセットしたご契約にご希望によりセットできます。

被保険者がご契約のお車の自動車事故により、死傷した場合に保険金をお支払いします。

被保険者の範囲

ご契約のお車に乗車中の方





お支払いする保険金

❶ 死亡保険金

事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡した被保険者1名につき、保険金額の全額（既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます）をお支払いします。

❷ 後遺障害保険金

事故日からその日を含めて180日以内に約款に定める後遺障害を被った場合に、後遺障害を被った被保険者1名につき、後遺障害の程度に応じて保険金額の4%～100%の額をお支払いします。

❸ 医療保険金　次の〈一時金払〉または〈日数払〉から選択してください。

〈一時金払〉

事故日からその日を含めて180日以内に医師の治療のため入院または通院した場合、次の額をお支払いします。

■入院または通院の合計日数が4日以内の場合

1万円（治療給付金）

■入院または通院の合計日数が5日以上※の場合

右表の区分の額（入通院給付金）

※5日目の入院または通院の日が事故日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。

（注）同一事故により被った傷害が右表の複数の項目にあたる場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額をお支払いします。

被保険者が被った傷害		入通院給付金の額
❶	次の❷～❹以外	10万円
❷	ア. 手指・足指を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂 イ. 上肢（かん）・下肢（じん）（手指・足指を除きます）の腱・筋・靭帯の損傷・断裂	30万円
❸	ア. 上肢・下肢（手指・足指を除きます）の欠損・切断 イ. 眼球の内出血・血腫・破裂	50万円
❹	ア. 脳挫傷・脳挫創などの脳損傷 イ. 頭蓋内血腫（頭蓋内出血を含みます） ウ. 頚髄（けいずい）損傷 エ. 脊髄（せきずい）損傷 オ. 胸腹部臓器などの破裂・損傷	100万円

搭乗者傷害の医療保険金のみ補償特約

ご契約のお車が「自家用バスおよび営業用バス」以外のご契約にご希望によりセットできます。

搭乗者傷害保険でお支払いする保険金を医療保険金（一時金払）のみに限定します。

〈日数払〉

医師の治療のため入院または通院した日数※に対して、入院1日につき入院保険金日額、通院1日につき60日を限度に通院保険金日額をお支払いします。

※事故日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、保険金をお支払いできません。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に乗車中に生じた傷害
②故意・重大な過失　③無免許、酒気帯び運転など　④脳疾患・疾病・心神喪失　⑤地震・噴火・津波　⑥競技・曲技
（注）②～⑥について詳しくはP36をご覧ください。　など

■自損事故特約 AAP AAI

対人賠償責任保険をセットし、かつ、人身傷害保険をセットしないご契約に自動的にセットされます。

電柱への衝突や崖からの転落などのご契約のお車の単独事故などにより、被保険者が死傷した場合で、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないときに、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

死亡保険金	死亡した場合に、死亡した被保険者1名につき、1,500万円（既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます）をお支払いします。
後遺障害保険金	約款に定める後遺障害を被った場合に、後遺障害を被った被保険者1名につき、後遺障害の程度に応じて50万円～2,000万円をお支払いします。
介護費用保険金	約款に定める重度の後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められる場合に、被保険者1名につき、200万円をお支払いします。
医療保険金	医師の治療のため入院または通院した場合に、治療日数1日につき、入院の場合は6,000円、通院の場合は4,000円をお支払いします。ただし、被保険者1名ごとに100万円を限度とします。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に乗車中に生じた傷害
②故意・重大な過失　③無免許、酒気帯び運転など　④脳疾患・疾病・心神喪失　⑤地震・噴火・津波　⑥競技・曲技
（注）②～⑥について詳しくはP36をご覧ください。　など

■無保険車傷害特約 AAP AAI

対人賠償責任保険をセットし、かつ、人身傷害保険をセットしないご契約に自動的にセットされます。

無保険自動車との事故により、被保険者が死亡した場合または約款に定める後遺障害を被った場合で、十分な賠償を受けられないときに、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

事故の相手の方が負担すべき法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などにより支払われるべき金額などを差し引いた額を、被保険者1名につき、2億円を限度にお支払いします。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用などの費用についてもお支払いします。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでその自動車に乗車中に生じた損害
②故意・重大な過失　③無免許、酒気帯び運転など　④脳疾患・疾病・心神喪失　⑤台風・洪水・高潮　⑥地震・噴火・津波　⑦競技・曲技
（注）②～⑦について詳しくはP36をご覧ください。　など

ご契約のお車の補償

■車両保険 AAP AAI

ご希望によりセットできます。

衝突や接触などの偶然な事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。補償の種類ごとにそれぞれ対象となる主な事故は、次のとおりです。

補償の対象となる主な事故　　○：補償されます　×：補償されません

事故例 / 補償の種類	他の自動車との衝突・接触	動物※2との衝突・接触	あて逃げ	飛来中・落下中の他物との衝突	火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮
一般車両保険	○	○	○	○	○	○
エコノミーA※1	○	○	○	○※3	○	○

事故例 / 補償の種類	盗難※4	落書・いたずら・窓ガラス破損	歩行者・自転車との衝突・接触	電柱・ガードレール・車庫などへの衝突	墜落・転覆	地震・噴火・津波
一般車両保険	○	○	○	○	○	×※6
エコノミーA※1	○	○※5	×	×	×	×※6

※1 「エコノミーA」とは、車両危険限定特約（エコノミーA）をセットした車両保険をいいます。
※2 人を除きます。
※3 衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
※4 ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、盗難による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
※5 いたずらによる損害には、ご契約のお車の運行によって生じた損害およびご契約のお車と他の自動車との衝突・接触によって生じた損害を含みません。
※6 「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」がセットされたご契約で、この特約に定める全損になった場合は、一時金をお支払いします。詳しくはP14をご確認ください。
（注）ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車またはA種工作車の場合など一部のご契約では、補償の種類で「エコノミーA」を選択できません。

被保険者の範囲

ご契約のお車の所有者



お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金	
全損	車両価額協定保険特約がセットされている場合	保険金額
	車両価額協定保険特約がセットされていない場合	時価額（保険金額を限度）
分損	損害の額（修理費など）から免責金額を差し引いた金額※1をお支払いします。（保険金額を限度※2）	

※1 車両価額協定保険特約がセットされていないご契約で、保険金額がご契約のお車の時価額に達しない場合は、一定の割合で減額されます。
※2 車両価額協定保険特約がセットされていないご契約で、保険金額がご契約のお車の時価額を超える場合は、その時価額を限度とします。
（注）約款の定めにより実際に負担した損害防止費用、搬送費用（レッカー等諸費用特約でお支払いできる場合は、レッカー等諸費用特約でお支払いし、車両保険に定める搬送費用はお支払いできません）、盗難引取費用などの費用についてもお支払いします。なお、搬送費用および盗難引取費用については、それぞれ保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度とします。

車両価額協定保険特約

ご契約のお車が自家用8車種（レンタカーを除きます）で、車両保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。また、ご契約のお車が「自家用8車種、特種用途自動車（キャンピング車以外）、A種工作車、B種工作車、農耕作業用自動車、二輪自動車および原動機付自転車」以外（レンタカーを除きます）で、車両保険をセットしたご契約ではご希望によりセットできます。

ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月など（初度検査年月を含みます）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を保険金額として定め、保険金をお支払いします。

（注）保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を保険金額として保険金をお支払いします。

免責金額（自己負担額）　次の金額の中から選択してください※1。

用途車種	免責金額（自己負担額）	
	増額方式※2	定額方式
自家用8車種	事故1回目 → 事故2回目以降 0（なし） → 5万円 0（なし） → 10万円 5万円 → 10万円 7万円 → 10万円	0（なし）・5万円・7万円・10万円　など
原動機付自転車・農耕作業用自動車	—	0（なし）・1万円・5万円・7万円・10万円
上記以外の用途車種	—	0（なし）・5万円・7万円・10万円　など

※1 ご契約条件によっては選択できない免責金額もあります。
※2 保険期間中1回目の事故については「事故1回目」の免責金額が、2回目以降の事故については「事故2回目以降」の免責金額が適用されます。長期契約の場合は、取扱いが異なります。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害　②故障損害　③タイヤの単独損害（火災・盗難を除きます）
④ご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害（火災を除きます）　⑤故意・重大な過失　⑥無免許、酒気帯び運転など
⑦地震・噴火・津波　⑧競技・曲技　⑨詐欺・横領　⑩欠陥、摩滅、腐しょくなど
（注）⑤～⑩について詳しくはP36をご覧ください。　など

■地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の拡張払特約 AAP AAI

ご契約のお車が「二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、特種用途自動車（キャンピング車以外）、A種工作車およびB種工作車」以外で、車両保険をセットしたご契約にご希望によりセットできます。



地震・噴火またはこれらによる津波によって、ご契約のお車が全損※1となった場合に、セットする特約に応じて、次のとおり保険金をお支払いします。

セットする特約	お支払いする保険金
地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約のみ	1事故につき50万円※2をお支払いします。
地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約 ＋ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の拡張払特約※3	1事故につき、100万円、200万円または300万円から選択いただいた保険金額をお支払いします。ただし、車両保険の保険金額を超える保険金額は選択できません。

※1 この特約における全損とは、運転席の座面を超える浸水を被った場合など、ご契約のお車の損害の状態がこの特約に定める基準に該当する場合をいいます。車両保険における全損とは基準が異なりますのでご注意ください。
※2 車両保険の保険金額が50万円に満たない場合は車両保険の保険金額とします。
※3 保険期間が1年超のご契約にはセットできません。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

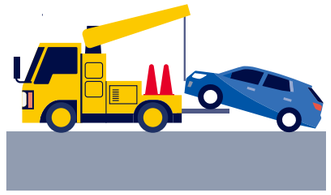
①故意・重大な過失　②詐欺・横領
（注）①・②について詳しくはP36をご覧ください。　など

ご契約のお車の補償

■レッカー等諸費用特約 AAP AAI

ロードレスキュー付!(P27)

車両保険をセットしたご契約では自動的にセットされます。車両保険をセットしないご契約ではご希望によりセットできます。



ご契約のお車が自動車事故、故障、落輪または電欠等により自力走行不能となった場合に、被保険者が実際に負担した次の費用※について、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、落輪により自力走行不能となった場合は、ご契約のお車をクレーンなどで引き上げる費用に限ります。

※ 弊社が必要かつ妥当と認める費用に限ります。

お支払いする保険金

費用	費用の内容・条件	支払限度額
車両搬送費用	●合理的な経路・方法により、ご契約のお車を事故・故障現場から修理工場などへ搬送するための費用 ●落輪したご契約のお車をクレーンなどで引き上げる費用 事故・故障等にあわれた際に、事前に専用ダイヤルへご連絡、または専用サイトからお申込みいただくことにより、ロードレスキュー(P27)の「車両搬送サービス」をご利用いただけます。「車両搬送サービス」の支払限度額は、無制限※2となります。	1回の事故・故障につき、15万円(一部の用途車種※1は30万円)
車両運搬・引取費用	ご契約のお車が自力走行不能となった地から修理工場等へ搬送※3され、合理的な経路・方法により、修理完了後のご契約のお車を被保険者の居住地その他の場所まで運搬するために必要な費用など	1回の事故・故障につき、10万円

※1 自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)・営業用普通貨物車(最大積載量2トン超)・自家用バス・営業用バス・砂利類運送用普通貨物車・普通型ダンプカー(最大積載量2トン超)・特種用途自動車(キャンピング車以外)・A種工作車・B種工作車をいいます。
※2 レッカー等諸費用特約で支払われるべき費用についてはレッカー等諸費用特約から優先して支払い、レッカー等諸費用特約の支払限度額を超過した費用を無制限とするものです。
※3 法令等により走行が禁じられると弊社が認めた状態で、修理工場等へ自力で走行した場合を含みます。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害
②タイヤの単独損害(火災・盗難を除きます)
③ご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害(火災を除きます)
④キーの閉じ込みまたは紛失によって生じた損害
⑤燃料切れ(電欠等を除きます)または蓄電池の充電切れによって生じた損害
⑥積雪、雨・雪による水たまり、路面の凍結、轍(わだち)または砂地・湿地などが原因で、自力走行不能となった場合に生じた損害
⑦故意・重大な過失
⑧無免許、酒気帯び運転など
⑨地震・噴火・津波
⑩競技・曲技
⑪詐欺・横領
(注)⑦～⑪について詳しくはP36をご覧ください。 など

■レンタカー費用特約 AAP AAI

ご契約のお車が「自家用8車種・自家用普通貨物車(最大積載量2t超)・自家用バス・普通型ダンプカー(最大積載量2t以下・2t超)および小型ダンプカー」(レンタカーおよび教習用自動車を除きます)で、レッカー等諸費用特約をセットしたご契約にご希望によりセットできます。

次のいずれかの事由により、ご契約のお車を使用できなくなった場合に、修理でご契約のお車を使用できない期間など約款に定めるレンタカー借入期間に被保険者がレンタカーを借り入れるために実際に負担した費用について、保険金をお支払いします。
①自動車事故によりご契約のお車に損害が生じた場合※1
②ご契約のお車が故障により自力走行不能となり、修理工場などに搬送※2された場合
③ご契約のお車が盗難された場合

〈補償イメージ〉 ○:補償されます ×:補償されません

事故		故障		盗難
自力走行不能で搬送※2あり	左記以外	自力走行不能で搬送※2あり	左記以外	
○	○※1	○	×	○

※1 ご契約のお車が自力走行できる場合で、かつ、被保険者がその損傷を修理しないときは、この特約のお支払対象となりません。ただし、修理費が時価額(車両価額協定保険特約が適用されている場合は協定保険価額)以上となる場合を除きます。
※2 法令等により走行が禁じられると弊社が認めた状態で、修理工場等へ自力で走行した場合を含みます。

お支払いする保険金

「1日あたりのレンタカー費用(保険金日額を限度)」に「レンタカーを借り入れた日数(支払限度日数を限度)」を乗じた額をお支払いします。

〈保険金日額と支払限度日数について〉

保険金日額	支払限度日数	
	事故・盗難(上記①③)の場合	故障(上記②)の場合
5,000円・7,000円・10,000円・15,000円から選択してください。	30日・15日から選択してください。	15日

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害
②タイヤの単独損害(火災・盗難を除きます)
③ご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害(火災を除きます)
④キーの閉じ込みまたは紛失によって生じた損害
⑤燃料切れまたは蓄電池の充電切れによって生じた損害
⑥故意・重大な過失
⑦無免許・酒気帯び運転など
⑧地震・噴火・津波
⑨競技・曲技
⑩詐欺・横領
(注)⑥～⑩について詳しくはP36をご覧ください。 など

ご契約のお車の補償

■車両新価特約 AAP AAI

ご契約のお車が自家用8車種（レンタカー・教習用自動車・型式不明車などを除きます）で車両保険をセットしたご契約にご希望によりセットできます。ただし、ご契約の満期日の属する月がご契約のお車の初度登録年月（軽自動車の場合は初度検査年月）の翌月から起算して61か月を超える場合には、新車保険価額に対する協定保険価額※1の割合が50%以上であるときに限ります。



車両保険で補償の対象となる事故により、ご契約のお車に次のいずれかの損害が生じた場合で、かつ、事故日の翌日から90日以内に代替自動車を取得または修理したときに、実際にかかる代替自動車の取得費用（車両本体価格+付属品+消費税）または修理費について、協定新価保険金額※2を限度に車両保険金としてお支払いします。また、約款に定める条件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金として協定新価保険金額※2の15%に相当する額（10万円未満の場合は10万円、30万円超の場合は30万円とします）をお支払いします。

- **修理できない場合、または修理費が協定保険価額以上となる場合**
- **修理費が協定新価保険価額の50%以上となる場合。ただし、ご契約のお車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。**

※1 保険期間が1年を超えるご契約においては、最終年度における協定保険価額をいいます。
※2 協定新価保険価額を協定新価保険金額として設定します。

（注1）盗難による損害はこの特約のお支払対象となりません。ただし、盗難後にご契約のお車が発見された場合、発見されるまでの間にご契約のお車に生じた損害は、この特約のお支払対象となります。
（注2）再取得時諸費用保険金が支払われる場合は、車両全損時臨時費用特約による保険金をお支払いしません。

■車両全損時復旧費用特約 AAP AAI

次の条件をすべて満たす車両保険をセットしたご契約にご希望によりセットできます。
- ご契約のお車が自家用8車種（レンタカー・教習用自動車・型式不明車などを除きます）であること。
- ご契約の満期日の属する月がご契約のお車の初度登録年月（軽自動車の場合は初度検査年月）の翌月から起算して61か月を超えていること。
- 新車保険価額に対する協定保険価額※の割合が50%未満であること。

車両保険で補償の対象となる事故により、ご契約のお車が修理できない場合、または修理費が協定保険価額以上となる場合で、かつ、事故日の翌日から90日以内に代替自動車を取得または修理したときに、実際にかかる代替自動車の取得費用（車両本体価格+付属品+消費税）または修理費について、以下の復旧費用限度額を限度に車両保険金としてお支払いします。

	復旧費用限度額
協定保険価額が100万円を超える場合	協定保険価額+100万円の額
協定保険価額が100万円以下の場合	協定保険価額の2倍相当額

また、約款に定める条件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金として復旧費用限度額の15%に相当する額（10万円未満の場合は10万円、30万円超の場合は30万円とします）をお支払いします。

※保険期間が1年を超えるご契約においては、初年度における協定保険価額をいいます。

（注1）盗難による損害はこの特約のお支払対象となりません。ただし、盗難後にご契約のお車が発見された場合、発見されるまでの間にご契約のお車に生じた損害は、この特約のお支払対象となります。
（注2）再取得時諸費用保険金が支払われる場合は、車両全損時臨時費用特約による保険金をお支払いしません。

■車両全損時臨時費用特約 AAP AAI

ご契約のお車が「二輪自動車、原動機付自転車および農耕作業用自動車」以外で、車両保険をセットしたご契約にご希望によりセットできます。

車両保険で補償の対象となる事故により、ご契約のお車が全損となった場合に、車両保険の保険金額※の15%に相当する額（10万円未満の場合は10万円、30万円超の場合は30万円とします）をお支払いします。

※車両価額協定保険特約がセットされていないご契約で、車両保険の保険金額がご契約のお車の時価額を超える場合は、その時価額とします。

■車両保険無過失事故特約 AAP AAI

車両保険をセットしたご契約（フリート契約を除きます）に自動的にセットされます。

次のいずれかの条件に該当する場合に、弊社とご契約される継続契約のノンフリート等級・事故有係数適用期間の決定において等級ノーカウント事故として取り扱い※1、車両保険金をお支払いします。ただし、①または②に該当する場合は、「相手自動車※2」および「その運転者または所有者」が確認できる場合に限ります。

①ご契約のお車と相手自動車※2との衝突・接触事故で、ご契約のお車を使用または管理していた方に過失がなかったことが確定した場合

②ご契約のお車と相手自動車※2との衝突・接触事故で、ご契約のお車を使用または管理していた方の過失が確定していない場合でも、「ご契約のお車が追突された事故」「相手自動車※2の赤信号無視による事故」などの約款に定める事故態様に該当し、かつ、客観的事実に照らして過失がなかったことが認められるとき

③ご契約のお車の欠陥やハッキング等に起因して、他物との衝突・接触等の事故やご契約のお車の転覆・墜落事故が発生し、ご契約のお車の所有者および運転者に過失がなかったことが確定した場合または判例等に照らして認められる場合

※1 車両保険において、事故件数によって免責金額が定められている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。
※2 所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車をいいます。

その他の補償

■弁護士費用等特約 AAP AAI 日弁連弁護士ご紹介付! 電話でできる法律相談付!

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険をセットしたご契約にご希望によりセットできます。

損害賠償請求に係る弁護士費用等

ご契約時に選択いただいた「補償プランの種類」ごとに定める補償の対象となる事故により、被保険者が生命または身体を害されたり、財物に損害を受け、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために損害賠償請求費用や法律相談費用※を負担した場合に、保険金をお支払いします。

○：補償されます　×：補償されません

対象となる事故／補償プランの種類	自動車事故	自動車事故以外の事故
		
自動車事故プラン	○	×
被害事故(ワイド)プラン	○	○

※損害賠償請求費用および法律相談費用は、弊社の同意を得て負担した費用に限ります。

(注1)弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合は、弊社の事前承認が必要ですので、あらかじめ弊社へご連絡ください。
(注2)記名被保険者が法人の場合は、「自動車事故プラン」のみとなります。また、対象となる事故はご契約のお車の自動車事故に限ります。

被保険者の範囲

① 記名被保険者	② 記名被保険者のご家族	③ ①および②以外の方で、ご契約のお車に乗車中の方	④ ①～③以外の方で、①または②の方が自ら運転者として運転中※1のご契約のお車以外の自動車に乗車中の方	⑤ ①～④以外の方で、ご契約のお車の所有者 ※2※3
				

※1 駐車または停車中を除きます。
※2 ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合のみ被保険者となります。
※3 ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合はその買主、ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合はその借主をいいます。

お支払いする保険金

① 損害賠償請求費用保険金

相手の方への損害賠償請求を行う場合に、実際に負担した損害賠償請求費用※について、被保険者1名につき300万円を限度にお支払いします。

※弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用などをいい、費用ごとに約款に定める金額を限度とします。

② 法律相談費用保険金

弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につき10万円を限度にお支払いします。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①賠償義務者が被保険者の父母、配偶者または子に該当する場合
②医療過誤によって生じた損害　③財物の欠陥または自然消耗などを理由とする財物の損壊によって生じた損害
④被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物(自動車または自動車に積載されている財物を除きます)および業務に関連して受託した財物について生じた損害
⑤被保険者が業務に従事中(通勤途上を含みます)に被った身体の障害(自動車事故による被害を除きます)
⑥故意・重大な過失　⑦無免許、酒気帯び運転など　⑧地震・噴火・津波　⑨台風・洪水・高潮　⑩競技・曲技
(注)⑥～⑩について詳しくはP36をご覧ください。　など

刑事事件に係る弁護士費用等



自動車事故※1により、他人を死傷させた場合で、刑事弁護士費用や刑事法律相談費用※2を負担したときに、保険金をお支払いします。ただし、刑事弁護士費用は他人を死傷させた直接の結果として次のいずれかに該当した場合に限ります。

① 被保険者が逮捕された場合
② 生命または身体を害された方が死亡した場合
③ 被保険者が起訴等をされた場合※3

※1 記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車の事故に限ります。
※2 刑事弁護士費用および刑事法律相談費用は、弊社の同意を得て負担した費用に限ります。
※3 略式命令の請求がなされた場合を除きます。
(注)弁護士に委任する場合は、弊社の事前承認が必要ですので、あらかじめ弊社へご連絡ください。

被保険者の範囲

① 記名被保険者	② 自動車を使用または管理中の記名被保険者のご家族	③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方※
		

※モータービジネスを業とする方が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。

お支払いする保険金

① 刑事弁護士費用保険金

弁護士に委任する場合に、実際に負担した刑事弁護士費用※について、被保険者1名につき150万円を限度にお支払いします。

※弁護士報酬や訴訟費用などをいい、費用ごとに約款に定める金額を限度とします。
(注)被保険者に対して裁判員裁判が行われた場合で、2名以上の弁護士が選任されたときは、被保険者1名につき300万円を限度とします。

② 刑事法律相談費用保険金

弁護士に法律相談を行う場合に、実際に負担した刑事法律相談費用について、被保険者1名につき10万円を限度にお支払いします。

(注)接見等にかかる日当は約款に定める金額を限度とします。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①故意・重大な過失　②無免許、酒気帯び運転など　③地震・噴火・津波　④台風・洪水・高潮　⑤曲技・競技
(注)①～⑤について詳しくはP36をご覧ください。　など

日弁連弁護士ご紹介

「弁護士費用等特約」の保険金支払対象となる事故で、お客さまが弁護士紹介を希望される場合、「日本弁護士連合会(日弁連)」を通じて各都道府県の弁護士会から弁護士をご紹介します。
その際の弁護士費用等は、保険金によって直接弁護士にお支払いすることができます。

電話でできる法律相談

「弁護士費用等特約」の保険金支払対象となる事故により、お客さまままたはご家族の方が被害(人身・財物損害)を被った場合に、相手の方への損害賠償請求に関するご相談に弁護士が電話でお応えします。その他、お客さまやご家族に関わる日常生活上の法律問題についてもご相談が可能です。ご相談日時をあらかじめご予約いただきます。

(注1)サービス内容について詳しくは「日弁連弁護士ご紹介・電話でできる法律相談」のチラシをご覧ください。
(注2)「電話でできる法律相談」は弊社提携会社が提供するサービスです。
(注3)サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。

補償の重複に関するご注意も合わせてご確認ください　P26

その他の補償

■個人・受託品賠償責任補償特約（国内補償） AAP AAI

示談交渉サービス付！(P3)

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険をセットした記名被保険者が個人のご契約（フリート契約を除きます）にご希望によりセットできます。



【個人賠償責任】

日本国内において次の事故に起因して、他人を死傷させること、他人の財物に損害を与えること、または線路に立ち入り電車等を運行不能にさせることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

- **記名被保険者が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故**
- **被保険者の日常生活に起因する偶然な事故**

【受託品賠償責任】

日本国内において受託した受託品が日本国内において次に掲げる間に損壊し、紛失し、または盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

- **受託品が住宅内に保管されている間**
- **受託品が、被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間**

（注）自動車、船舶、航空機、自転車、建物、携帯電話、スマートフォン、携帯ゲーム機、タブレット端末など約款に定める一部の物については、補償の対象となる受託品に含めません。

被保険者の範囲

❶ 記名被保険者



❷ 記名被保険者のご家族



（注）❶または❷に該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の親族に限ります）も被保険者となります。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

お支払いする保険金

法律上の損害賠償責任の額をお支払いします（保険金額は「個人賠償責任」は無制限、「受託品賠償責任」は10万円です）。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用、示談交渉費用、争訟費用などの費用についてもお支払いします。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

●「個人賠償責任」「受託品賠償責任」共通

①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害
②専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害
③被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任を負うことによって生じた損害
④被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害
⑤航空機、船舶、車両（原動力が専ら人力によるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害
⑥故意
⑦地震・噴火・津波

●「受託品賠償責任」固有

⑧受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害
⑨直接・間接を問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害
⑩受託品の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗などによって生じた損害その他類似の事由によって生じた損害
⑪風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）その他これらに類するものの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害
⑫被保険者以外の者に転貸されている間における受託品の損壊、紛失または盗取により生じた損害

（注）⑥・⑦について詳しくはP36をご覧ください。 など

補償の重複に関するご注意も合わせてご確認ください　P26

自転車搬送サービス

個人・受託品賠償責任補償特約（国内補償）をセットしたAAPのご契約に自動的にセットされます。

サービスの対象となる自転車が自力走行不能となった場合に、自力走行不能となった場所から利用対象者の指定する場所まで、距離20km（実搬送距離）を限度として無料で搬送します。

（注1）サービス内容について詳しくは「自転車搬送サービス」のチラシをご覧ください。
（注2）「自転車搬送サービス」は弊社提携会社が提供するサービスです。
（注3）サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。

■ファミリーバイク賠償責任特約・ファミリーバイク人身傷害特約 AAP AAI

ご契約のお車が「自家用8車種または二輪自動車」（レンタカーおよび教習用自動車を除きます）で、対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセットした記名被保険者が個人のご契約（フリート契約を除きます）にご希望によりセットできます。



記名被保険者または記名被保険者のご家族が、原動機付自転車※1を使用中の事故などについて、セットする特約に応じて、次のとおり保険金をお支払いします。

セットする特約	お支払いする保険金
ファミリーバイク賠償責任特約のみ	対人賠償責任保険、対物賠償責任保険※3、自損事故特約※4および無保険車傷害特約※4のうちご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。
ファミリーバイク賠償責任特約 ＋ ファミリーバイク人身傷害特約※2	対人賠償責任保険、対物賠償責任保険※3および人身傷害保険のうちご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。

※1 他人から借りた原動機付自転車を含みます。
※2 人身傷害保険がセットされているご契約に限りセットできます。
※3 対物賠償責任保険に5万円を超える免責金額が設定されている場合、ファミリーバイク賠償責任特約ではその免責金額を5万円とします。
※4 対人賠償責任保険および人身傷害保険をセットしている場合は、自損事故特約および無保険車傷害特約がセットされているとみなします。

（注1）対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、自損事故特約および無保険車傷害特約の被保険者は、記名被保険者および記名被保険者のご家族に限ります。ただし、その方が責任無能力者である場合は、対人賠償責任保険および対物賠償責任保険について、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の親族に限ります）も被保険者となります（その責任無能力者に関する対人賠償責任保険または対物賠償責任保険の事故に限ります）。
（注2）ご契約のお車にセットされた運転者本人・配偶者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- **被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務のために被保険者の使用人が運転中に生じた損害**
 （対人賠償責任保険・対物賠償責任保険のみ）
- **被保険者の使用者の所有する原動機付自転車を、使用者の業務のために被保険者が運転中に生じた損害**
 （対人賠償責任保険・対物賠償責任保険のみ）

など

補償の重複に関するご注意も合わせてご確認ください　P26

その他の補償

車内身の回り品特約 AAP AAI

ご契約のお車が自家用8車種（教習用自動車を除きます）で、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険をセットしたご契約にご希望によりセットできます。

衝突や接触などの偶然な事故により、ご契約のお車に積載された個人所有の身の回り品に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

（注）眼鏡、携帯電話、スマートフォン、携帯ゲーム機、タブレット端末、貴金属、通貨など約款に定める一部の物については、補償の対象となる身の回り品に含めません。

お支払いする保険金

損害の額※1を、1事故につき、保険金額を限度※2にお支払いします。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用などの費用についてもお支払いします。

※1 損害の額は、再調達価額によって定めます。ただし、損傷を修理できる場合には、修理費などにより損害の額を定めます。
※2 保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額を限度とします。

●保険金額は、10万円・20万円・30万円から選択してください。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①紛失によって生じた損害
②キャリアに固定された身の回り品の盗難によって生じた損害
③身の回り品に存在する欠陥
④身の回り品の自然の消耗または性質による蒸れ、さび、腐敗、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食いなど
⑤故障損害　⑥故意・重大な過失　⑦無免許、酒気帯び運転など　⑧地震・噴火・津波　⑨競技・曲技　⑩詐欺・横領
（注）⑥～⑩について詳しくはP36をご覧ください。　など

臨時代替自動車特約 AAP AAI

すべてのご契約に自動的にセットされます。

ご契約のお車が整備、修理、点検などのために使用できない期間に、ご契約のお車の代替として記名被保険者が臨時に借りた自動車※1を使用中の事故などについて、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険※2、自損事故特約および無保険車傷害特約のうちご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。

※1 記名被保険者、記名被保険者のご家族、記名被保険者の役員または記名被保険者の使用人が所有する自動車を含みません。
※2 車両保険の保険金をお支払いする場合は、臨時に借りた自動車の時価額を限度とします。
（注）対人賠償責任保険および対物賠償責任保険の被保険者は、記名被保険者、記名被保険者のご家族ならびに記名被保険者の役員および使用人に限ります。ただし、その方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の親族に限ります）も被保険者となります（その責任無能力者に関する対人賠償責任保険または対物賠償責任保険の事故に限ります）。

他車運転特約 AAP AAI

ご契約のお車が「二輪自動車および原動機付自転車」以外で、記名被保険者が個人（記名被保険者が法人の場合で、個人被保険者を設定したときを含みます）のご契約に自動的にセットされます。

記名被保険者または記名被保険者のご家族が、借りた自動車※1を運転中（駐車中または停車中を除きます）の事故について、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険※2および自損事故特約のうちご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。

※1「借りた自動車」は、自家用8車種の場合に限ります。ただし、次の自動車は除きます。
①記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用する自動車
②記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車
※2 車両保険の保険金をお支払いする場合は、借りた自動車の時価額を限度とします。
（注）対人賠償責任保険および対物賠償責任保険の被保険者は、記名被保険者および記名被保険者のご家族に限ります。ただし、その方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の親族に限ります）も被保険者となります（その責任無能力者に関する対人賠償責任保険または対物賠償責任保険の事故に限ります）。
また、自損事故特約の被保険者は、借りた自動車に乗車中の記名被保険者または記名被保険者のご家族に限ります。

記名被保険者が法人で、個人被保険者を設定した場合は、「記名被保険者」を「個人被保険者」に読み替えます。ただし、※1①の「記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用する自動車」は「個人被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族または記名被保険者が所有または常時使用する自動車」と読み替えます。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

●運転者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転中に生じた損害または傷害
●運転者が役員となっている法人の所有する自動車を運転中に生じた損害または傷害　など

他車運転特約（二輪・原付） AAP AAI

記名被保険者が個人の場合は、ご契約のお車が「二輪自動車または原動機付自転車」で、対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセットしたご契約（フリート契約を除きます）にご希望によりセットできます。また、記名被保険者が法人の場合で個人被保険者を設定したときは、ご契約のお車が「二輪自動車または原動機付自転車」のご契約に自動的にセットされます。

記名被保険者または記名被保険者のご家族が、借りたバイク※を運転中（駐車中または停車中を除きます）の事故について、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険および自損事故特約のうちご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。

※「借りたバイク」は、二輪自動車または原動機付自転車に該当する場合に限ります。ただし、次のバイクは除きます。
①記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するバイク
②記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有または常時使用するバイクを自ら運転者として運転中の場合は、そのバイク
（注）対人賠償責任保険および対物賠償責任保険の被保険者は、記名被保険者および記名被保険者のご家族に限ります。ただし、その方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の親族に限ります）も被保険者となります（その責任無能力者に関する対人賠償責任保険または対物賠償責任保険の事故に限ります）。
また、自損事故特約の被保険者は、借りたバイクに乗車中の記名被保険者および記名被保険者のご家族に限ります。

記名被保険者が法人で、個人被保険者を設定した場合は、「記名被保険者」を「個人被保険者」に読み替えます。ただし、※①の「記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するバイク」は「個人被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族または記名被保険者が所有または常時使用するバイク」と読み替えます。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

●運転者の使用者の業務のために、その使用者の所有するバイクを運転中に生じた損害または傷害
●運転者が役員となっている法人の所有するバイクを運転中に生じた損害または傷害　など

補償の重複に関するご注意も合わせてご確認ください　P26

その他の補償

■経営者サポート費用補償特約 AAP AAI

ご契約のお車が「自家用バスおよび営業用バス」以外で、人身傷害保険または搭乗者傷害保険をセットしたご契約にご希望によりセットできます。

ご契約のお車の自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の記名被保険者や記名被保険者の役員・従業員の方（以下「従業員等」といいます）が死亡または約款に定める後遺障害を被った場合に、約款に定める期間内に記名被保険者である事業主が次の費用（以下「経営者サポート費用」といいます）を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

❶見舞金、香典、弔慰金などの従業員等またはその遺族に支払われる費用（以下「見舞金等」といいます）
❷葬儀費用、花代、弔電費用などの従業員等の葬儀に関する費用
❸遠隔地で事故が発生した場合の従業員等の探索費用、移送費用などの救援者費用
❹看護または葬儀のために従業員等の親族が現地へ移動し、または現地に宿泊したことに対して負担した費用
❺事故現場の清掃費用
❻従業員等の代替のための求人・採用などに関する費用
❼❶～❻以外の従業員等の死亡または後遺障害に直接起因して負担した費用



お支払いする保険金

従業員等が事故日からその日を含めて180日以内に死亡または約款に定める後遺障害を被った場合に、約款に定める期間内に記名被保険者が負担した経営者サポート費用について、1事故につき、次の従業員等の傷害の程度に応じた支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

従業員等の傷害の程度	支払限度額
死亡または後遺障害等級が第1級または第2級に該当する後遺障害が生じた場合	保険金額。このうち見舞金等に対しては、保険金額または200万円のいずれか低い額。
後遺障害等級が第3級～第5級に該当する後遺障害が生じた場合	保険金額の80%に相当する額。このうち見舞金等に対しては、保険金額の80%に相当する額または160万円のいずれか低い額。
後遺障害等級が第6級～第9級に該当する後遺障害が生じた場合	保険金額の50%に相当する額。このうち見舞金等に対しては、保険金額の50%に相当する額または100万円のいずれか低い額。
後遺障害等級が第10級～第14級に該当する後遺障害が生じた場合	保険金額の25%に相当する額。このうち見舞金等に対しては、保険金額の25%に相当する額または50万円のいずれか低い額。

（注）同一事故により、死亡または後遺障害を被った従業員等が2名以上いる場合は、最も上位の傷害の程度に対する支払限度額を限度とします。

●保険金額は、200万円・300万円・500万円から選択してください。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①従業員等が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に乗車中にその本人に生じた傷害による損害
②故意・重大な過失　③無免許、酒気帯び運転など　④地震・噴火・津波　⑤競技・曲技　⑥脳疾患・疾病・心神喪失
（注）②～⑥について詳しくはP36をご覧ください。　など

■従業員に対する補償に関する特約 AAI

ご契約のお車が営業用バス以外で、人身傷害保険、搭乗者傷害保険、自損事故特約または無保険車傷害特約をセットした記名被保険者が法人のAAIのご契約にご希望によりセットできます。

人身傷害保険・搭乗者傷害保険・自損事故特約・無保険車傷害特約の記名被保険者の従業員※1に対する補償を、選択したプランに応じて、次のとおり限定することができます。

○：補償されます　×：補償されません

従業員に対する補償プラン	記名被保険者の業務に従事中※2の事故	記名被保険者の業務に従事中※2以外の事故
「就業中補償対象外」プラン	×	○
「就業中のみ補償」プラン	○	×

※1 記名被保険者の役員やご契約のお車に乗車中の取引先の方などは除きます。
※2 通勤途上を含みます。

■被害者救済費用特約 AAP AAI

対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。

ご契約のお車の欠陥やハッキング等に起因して、本来の仕様とは異なる事象や動作により他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与える事故が発生した場合、または誤って線路に立ち入り電車等を運行不能にさせた場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被保険者が約款に定める被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額※を限度に保険金をお支払いします。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用などの費用についてもお支払いします。

※この特約の保険金額は、人身事故の場合は対人賠償責任保険の保険金額と同額とし、物損事故の場合は対物賠償責任保険の保険金額と同額とします。また、物損事故の場合は、対物賠償責任保険の免責金額と同額の免責金額が適用されます。
（注1）対歩行者等事故傷害特約、相手車全損時臨時費用特約の保険金もお支払いの対象となります。
（注2）他車運転特約・他車運転特約（二輪・原付）・ファミリーバイク賠償責任特約・臨時代替自動車特約の適用により、この特約がお支払いの対象となる場合があります。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①次のいずれかに該当する方が死傷したことにより、被保険者が被った損害
・記名被保険者　・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子
・被保険者の父母、配偶者または子　・被保険者の業務に従事中の使用人
・被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人（被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります）。ただし、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者が被った損害については補償されます。
②次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被保険者が被った損害
・記名被保険者　・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子　・被保険者またはその父母、配偶者もしくは子
③故意　④地震・噴火・津波　⑤台風・洪水・高潮　⑥競技・曲技
（注）③～⑥について詳しくはP36をご覧ください。　など

補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（自動車保険以外の保険契約にセットされる補償・特約や弊社以外の保険契約を含みます）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償・特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

対象
● 人身傷害保険　● 弁護士費用等特約　● 個人・受託品賠償責任補償特約（国内補償）
● 他車運転特約（二輪・原付）　● ファミリーバイク賠償責任特約
● ファミリーバイク人身傷害特約

（注1）人身傷害保険の場合、「人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約」をご契約いただくことで、補償範囲を「ご契約のお車に乗車中の事故」等に限定することができます。
（注2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、廃車などによりご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更など）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償・特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

ロードレスキュー 24時間365日対応 全用途車種対応



対象となるご契約

ロードレスキューは、レッカー等諸費用特約をセットされたご契約のお車のみ対象となります。

(注)「他車運転特約」等によって補償の対象となる他のお車等は対象となりません。

ロードレスキューの内容

ロードレスキューは、レッカー等諸費用特約による補償と、付帯サービスから構成されています。ご契約のお車が事故・故障等で自力走行不能となった場合、次の付帯サービスを提供します。

事故・故障等にあわれてロードレスキューをご利用の際は、事前に専用ダイヤルへご連絡、または専用サイトからお申し込みください。事前のご連絡、または専用サイトからのお申し込みがなくレッカー業者や修理業者などの各種業者を手配された場合、ロードレスキューによる付帯サービスはご提供できません。

車両搬送サービス

ご契約のお車を事故・故障現場から修理工場などへ搬送するレッカー・搬送業者や落輪したご契約のお車をクレーン等で引き上げる業者を手配します。また、手配した業者がサービスを提供した際に要した費用を負担します。
ただし、弊社が必要かつ妥当と認める費用に限ります。
【支払限度額】無制限※1

お客さまご自身で各種業者を手配された際など、ロードレスキューによる「車両搬送サービス」をご提供できない場合は、レッカー等諸費用特約(P15)により補償します。この特約の支払限度額は1回の事故・故障につき、15万円(一部の用途車種※2は30万円)となります。

現場応急対応サービス

次の応急修理・軽作業を行う業者を手配し、要した費用を負担します。

- バッテリー上がり時のジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせること)※3
- タイヤパンク時のスペアタイヤ交換(スペアタイヤがご契約のお車に装備されている場合に限ります。)※4
- 鍵閉じ込み時のドアの開錠(開錠が可能な一般シリンダーキーに限ります。また、トランクの開錠は対象となりません。)
- 燃料切れ時の燃料配達(ガソリンまたは軽油を最大10Lリットル限度)※3
- オイル・冷却水不足時の補填(3千円限度)
- 上記以外で、現場での応急作業が可能な場合における作業時間30分以内の応急修理・軽作業

修理後車両運搬業者手配サービス※5

「車両搬送サービス」を利用してご契約のお車を修理工場へ搬送※6し、修理完了後にご契約のお車を引き取る場合、運搬業者を手配します。

臨時帰宅・移動費用サービス

「車両搬送サービス」を利用してご契約のお車を修理工場などへ搬送されたために、臨時に当面の目的地までの移動が必要となり、ご契約のお車の代替となる公共交通機関またはタクシー等を利用した場合に必要な費用※7を負担します。
なお、タイヤの単独損害による走行不能でスペアタイヤに交換できない場合等の搬送も含みます。
【支払限度額】1回の事故・故障につき、5万円(うちタクシー利用料金は3万円)

※1 レッカー等諸費用特約で支払われるべき費用についてはレッカー等諸費用特約から優先して支払い、レッカー等諸費用特約の支払限度額を超過した費用を無制限とするものです。
※2 自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)・営業用普通貨物車(最大積載量2トン超)・自家用バス・営業用バス・砂利類運送用普通貨物車・普通型ダンプカー(最大積載量2トン超)・特種用途自動車(キャンピング車以外)・A種工作車・B種工作車をいいます。
※3 保険年度内に1回(長期契約の場合は、保険年度ごとに1回)限りのご利用とします。
※4 次の場合は、現場応急対応の一環として、車両搬送を行います。
- タイヤの単独損害による走行不能で、スペアタイヤに交換できない場合
- 空気圧不足等で搭載されているスペアタイヤが使用できない場合　等

※5 修理完了後のご契約のお車を被保険者の居住地等まで運搬するために必要な費用は、レッカー等諸費用特約(P15)で補償します。
※6 法令等により走行が禁じられると弊社が認めた状態で、修理工場等へ自力で走行した場合を含みます。
※7 ハイヤー・グリーン車等の利用により通常の交通費を超過した場合のその超過額、謝礼、およびタクシー・バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代(電気自動車の場合の電気代を含みます)・有料道路料金は除きます。

ロードレスキューについての主な注意点

車両搬送サービス

- 鍵の閉じ込みや紛失に起因してお車を搬送する場合、その費用はお客さまの負担となります。

現場応急対応サービス

- バッテリー上がり時の対応および燃料切れ時の燃料配達は、保険年度内に1回までの提供とし、2回目以降は有料で対応します。
- 雪道・凍結道路でタイヤがスリップする状態からの脱出対応は、スタッドレスタイヤまたはチェーンを装着している場合のみ行います。
- 次の費用はお客さまの負担となります。
 ●バッテリーの充電費用　●パンクの修理費用　●鍵の作成費用　●部品代、消耗品代
 ●交換したバッテリーやタイヤの費用　●30分を超える作業にかかる追加費用　●タイヤチェーン着脱や除雪にかかる費用

臨時帰宅・移動費用サービス

- 帰宅や移動に要した費用は、お客さまにお支払いいただいた後に、弊社提携会社へ請求をしていただきます。「臨時帰宅・移動費用サービス」によるサービス提供ができない場合、その費用はお客さまの負担となります。

JAF会員用特典について

お客さまがJAFの会員で、「車両搬送サービス」「現場応急対応サービス」をJAFにお取次ぎする場合、ロードレスキューの範囲を次のとおりとします。

- 現場応急対応時に、JAF会員無料範囲を超過した場合、その超過作業料金を5千円まで負担します(部品代等を除きます)。
- バッテリー上がり時のジャンピング作業を、利用回数制限を適用せずに提供します。
- 燃料切れ時の燃料配達を、保険期間中2回(保険期間が1年超の場合は、1保険年度につき2回)まで提供します。
- JAF無料範囲を超過した場合の費用の、現場での精算を不要とします。発生した費用のうち、付帯サービスの対応範囲を超過した部分に対しては、後日お客さまに請求します。

ロードレスキューのご利用にあたって

事故・故障等にあわれてロードレスキューをご利用の際は、事前に専用ダイヤルへご連絡、または専用サイトからお申し込みください。

- 事前に専用ダイヤルへご連絡、または専用サイトからのお申し込みがない場合、ロードレスキューによる付帯サービスを提供できません。
- ロードレスキューのサービスは概要をご案内しております。ご利用上の制約がありますので、詳しくは「ご契約のしおり～ご案内・約款～」に記載のロードレスキュー利用規約をご覧ください。

緊急アシストサービス

レッカー等諸費用特約のセットがなく、ロードレスキューの提供ができない場合であっても、事故や故障などにより、レンタカーやホテルの紹介などが必要となった際、緊急アシストサービスをご利用いただけます。

すべてのご契約が対象	紹介サービス:お車に関する各種業者の紹介を行います。 ●レンタカー・タクシーの紹介　●福祉タクシー・介護タクシーの紹介　●ホテルの紹介　●修理工場の紹介 ●お車搬送業者の紹介　●24時間営業のガソリンスタンドなどの紹介
	情報サービス:事故の場合の応急措置やドライブに関するご質問に専門スタッフがお応えします。 ●電話による事故・故障時の応急措置方法などのアドバイス

(注)緊急アシストサービスの提供に伴い発生する実費はお客さまのご負担となります。

(注1)ロードレスキューおよび緊急アシストサービスは、弊社提携会社が提供するサービスです。
(注2)各サービスは予告なく変更、中止、または終了することがありますのであらかじめご了承ください。

保険料決定の仕組み

ノンフリート等級別料率制度

ノンフリート等級別料率制度とは、「1～20等級の区分」および「無事故・事故有の区分」により保険料の割引・割増率を決定する制度をいいます。この制度では保険事故の有無および件数などにより、継続契約に適用する「等級」および「無事故・事故有」の区分を決定します。ご契約者が自ら所有・使用するお車のご契約台数が9台以下の場合に適用します。

(注1)この制度や割引・割増率はご契約の保険期間の開始日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。
(注2)補償内容およびご契約条件などによっては、記載の割引・割増率が適用されない場合があります。
(注3)「フリート契約」は取扱いが異なります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

初めてご契約される場合

等級	6S等級	事故有係数適用期間	0年	割増率	3%

複数所有新規

等級	7S等級	事故有係数適用期間	0年	割引率	38%

既に自動車保険をご契約(弊社以外の保険会社との保険契約や所定の共済契約を含みます。以下「他の自動車のご契約」といいます)いただいている方が、2台目以降のお車を新たにご契約される場合は、次の条件をすべて満たすときに限り7S等級からのご契約となります。事故有係数適用期間は0年となります。

- 2台目以降の新たなご契約に、前契約に該当するご契約が存在しないこと。
- 他の自動車のご契約の等級が11等級※以上であること。
- 2台目以降の新たなご契約の記名被保険者が、他の自動車のご契約の記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族であり、かつ、個人であること。
- 2台目以降の新たなご契約のお車の所有者が、他の自動車のご契約のお車の所有者または他の自動車のご契約の記名被保険者、その配偶者もしくはそれらの同居の親族であり、かつ、個人であること。
- 他の自動車のご契約および2台目以降の新たなご契約のお車の用途車種が、いずれも自家用8車種またはいずれも二輪自動車であること。

※他の自動車のご契約が弊社長期契約の場合は、取扱いが異なります。

継続してご契約される場合

継続前のご契約の保険期間が1年の場合の取扱いは次のとおりです。継続前のご契約が、長期契約または短期契約の場合、取扱いが異なります。

等級
上限:20等級
下限:1等級

継続前のご契約の保険期間中に保険事故がなかった場合、継続されるご契約の等級は「1等級」上がります。また、保険事故があった場合、継続されるご契約の等級は、3等級ダウン事故1件につき「3等級」、1等級ダウン事故1件につき「1等級」下がります。

(注)継続前のご契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内の日に継続されない場合、または継続前のご契約が解除された場合は、原則として7～20等級を継承することができません。なお、継続前のご契約の等級(保険事故があった場合は、3等級ダウン事故1件につき「3等級」、1等級ダウン事故1件につき「1等級」下がった等級)が1～5等級または6F等級の場合で、継続前のご契約の満期日または解約日の翌日から8日以後13か月以内の日、解除日またはその解除日の翌日から13か月以内の日に継続されるご契約の保険期間の開始日があるときは、同一の等級になります。

事故有係数適用期間
上限:6年
下限:0年

継続前のご契約の事故有係数適用期間が1～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を減算した後に、3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加算し、継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加算します。

(注)継続前のご契約の事故有係数適用期間(保険事故があった場合は、3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加算した事故有係数適用期間)が1～6年の場合で、継続前のご契約の満期日または解約日から8日以後13か月以内の日、解除日またはその解除日の翌日から13か月以内の日に継続されるご契約の保険期間の開始日があるときは、同一の事故有係数適用期間になります。

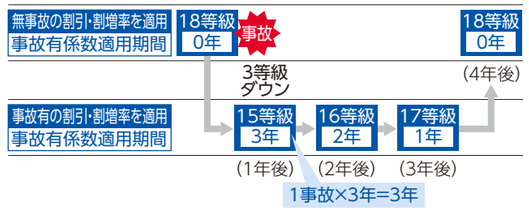
割引・割増率

下表の割引・割増率を適用します(事故有係数適用期間が「0年」となる場合は「無事故」の割引・割増率を、事故有係数適用期間が「1～6年」となる場合は「事故有」の割引・割増率を適用します)。

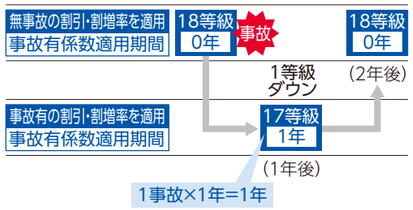
	等級																			
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	割増率(%)				割引率(%)															
無事故	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
事故有							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

保険期間中に保険事故が発生した場合の「等級」と「事故有係数適用期間」の進行例(保険期間が1年の場合)

例1 18等級のご契約で3等級ダウン事故を1件起こし、その後事故が無かった場合



例2 18等級のご契約で1等級ダウン事故を1件起こし、その後事故が無かった場合



保険事故の種類

等級ノーカウント事故

次のいずれかに該当する事故、またはこれらの組み合わせのみの事故をいいます(事故件数には数えません)。

1. 対人臨時費用保険金のみ支払う事故
2. 対歩行者等事故傷害特約に係る事故
3. 弁護士費用等特約に係る事故
4. 人身傷害保険(介護費用特約、人身傷害諸費用特約を含みます)に係る事故
5. 搭乗者傷害保険に係る事故
6. 無保険車傷害特約に係る事故
7. 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約(地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の拡張払特約を含みます)に係る事故
8. レッカー等諸費用特約に係る事故
9. レンタカー費用特約に係る事故
10. 個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)に係る事故
11. 車内身の回り品特約に係る事故
12. ファミリーバイク賠償責任特約に係る事故
13. ファミリーバイク人身傷害特約に係る事故
14. 被害者救済費用特約に係る事故
15. 経営者サポート費用補償特約に係る事故
16. 地震・噴火・津波危険「車両損害」特約に係る事故

(注1)車両保険無過失事故特約が適用される事故については、等級ノーカウント事故として取り扱います。
(注2)約款に定める自動運転中および特定自動運行中に発生した事故については、等級ノーカウント事故として取り扱います。

1等級ダウン事故

車両保険(車両全損時臨時費用特約、車両新価特約の再取得時諸費用保険金、車両全損時復旧費用特約の再取得時諸費用保険金を含みます)のみで次の原因により発生した事故をいいます。

1. 飛来中または落下中の他物との衝突
2. 火災または爆発※1
3. 台風、竜巻、洪水または高潮
4. 盗難
5. 落書または窓ガラス破損※2
6. いたずら※3
7. 騒擾(そうじょう)または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
8. ❶～❼のほか、偶然な事故※4

※1 飛来中または落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。
※2 飛来中または落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた窓ガラス破損を除きます。
※3 ご契約のお車の運行によるものおよびご契約のお車とご契約のお車以外の自動車(原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によるものを除きます。
※4 ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によるものを除きます。

(注)「等級ノーカウント事故」が同時に発生した場合についても「1等級ダウン事故」として取り扱います。

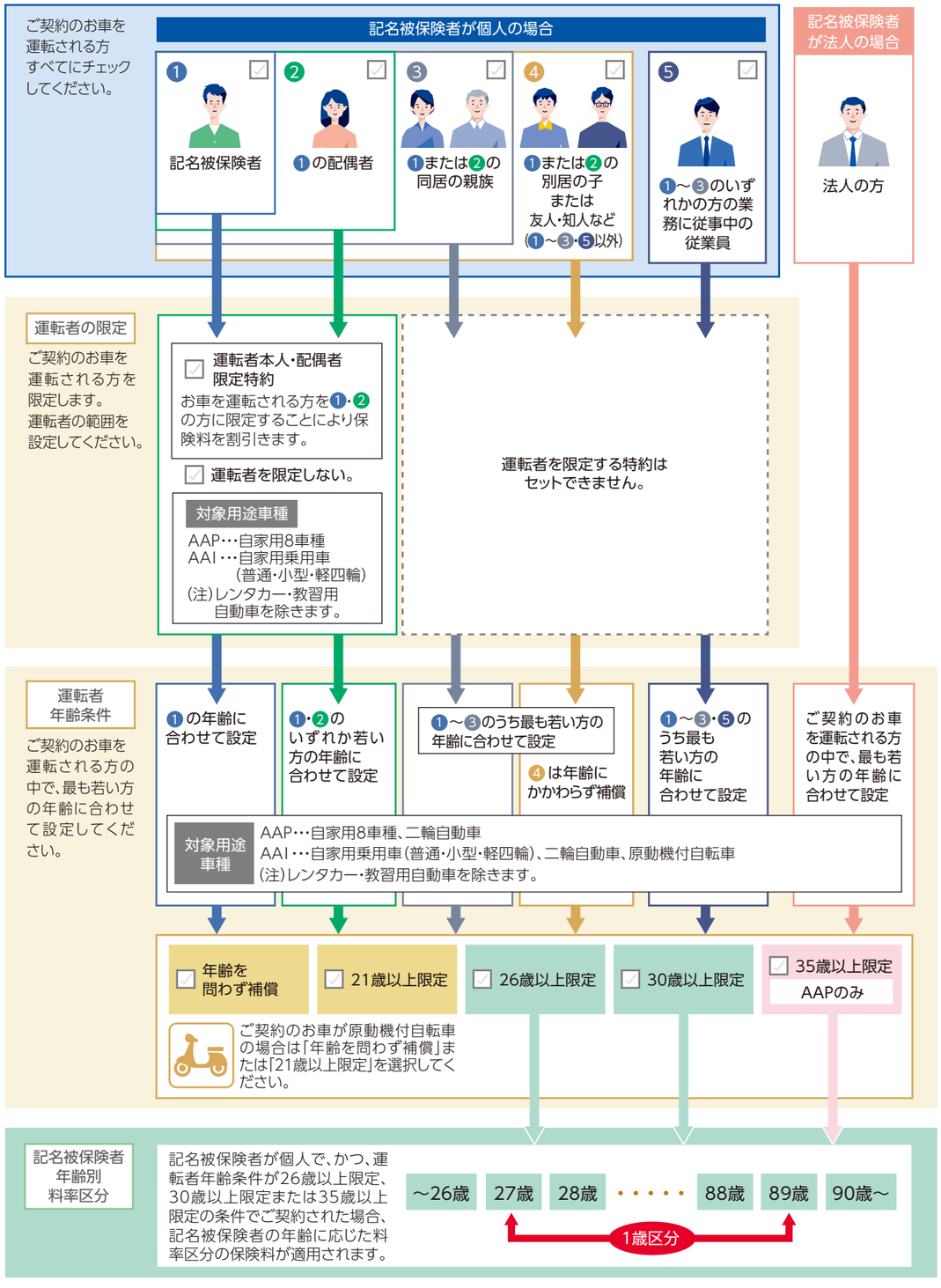
3等級ダウン事故

「等級ノーカウント事故」「1等級ダウン事故」のいずれにも該当しない事故をいいます。

保険料決定の仕組み

運転される方に合わせた保険設計（ノンフリート契約に限ります）

ご契約のお車を運転される方に合わせて、運転者の限定や運転者年齢条件を設定します。
なお、限定された運転者以外の方がご契約のお車を運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



AAPの保険料設定

AAPでは運転者の限定や運転者年齢条件などに加えて、記名被保険者の「運転免許証の色」およびご契約のお車の「使用目的」に応じた保険料が設定されます。

運転免許証の色

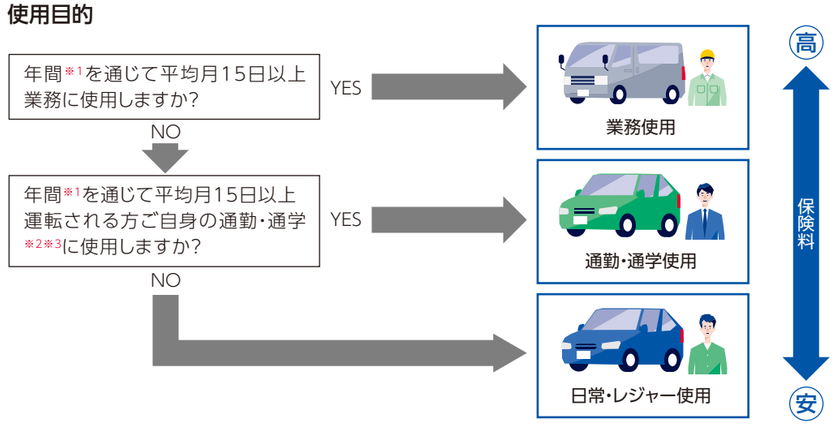
記名被保険者の保険期間の開始日時点での運転免許証の色で判定します（運転免許証の現物で確認します）。なお、運転免許証を保有されていない方や国際運転免許証のみ保有されている方の場合は「ブルー」の区分とします。



運転免許証更新期間（誕生日の前後1か月）内に保険期間の開始日がある場合で、かつ、次のいずれかの条件を満たしているときは、保険期間の開始日時点で運転免許証の色が「ブルー」であっても、「ゴールド」とみなすことができます。
①運転免許証を更新すればゴールド免許証を保有できるが、保険期間の開始日時点で更新していない場合
②運転免許証を更新しなければゴールド免許証を保有していたが、保険期間の開始日時点で更新していた場合

（注）AAPでは、ご申告いただいた「運転免許証の色」またはご契約のお車の「使用目的」が事実と異なっていた場合には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

使用目的



※1 保険期間の開始日時点（保険期間の中途で使用目的が変更になった場合はその時点）以降1年間をいいます。
※2 通勤先、通学先およびこれらの経由地（自宅の最寄り駅など）への送迎を含みません。
※3 「通学」とは学校教育法に定める学校（高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校・専修学校・専門学校・都道府県知事の認可を得た予備校や服飾学校など）の登下校をいいます。

型式別料率クラス制度

ご契約のお車の用途車種が「自家用普通乗用車」・「自家用小型乗用車」または「自家用軽四輪乗用車」の場合、お車の型式ごとの保険事故の実績に基づき損害保険料率算出機構が決定した「料率クラス」を適用して保険料を算出します。「料率クラス」は原則として毎年1月1日に見直しを行っており、補償内容やノンフリート等級が同一であっても、「料率クラス」の変更に伴い、保険料が前年と異なる場合があります。

自家用普通乗用車・自家用小型乗用車

料率クラス1 ～ 料率クラス17

安 保険料 高

自家用軽四輪乗用車

料率クラス1 ～ 料率クラス7

安 保険料 高

保険料決定の仕組み

主な割引

長期優良契約割引

次の条件をすべて満たすご契約について保険料を割引きます。

- ノンフリート等級が20等級で、かつ、事故有係数適用期間が0年のノンフリート契約であること。
- ご契約の前契約のノンフリート等級が20等級であること。
- ご契約の前契約で3等級ダウン事故および1等級ダウン事故のいずれも発生していないこと。

割引率 3%

(注)上記はご契約の前契約の保険期間が1年間の場合の適用条件です。ご契約の前契約が長期契約または短期契約の場合は取扱いが異なります。

ノンフリート多数割引

ノンフリート契約において、ご契約者が次の方を記名被保険者として、2台以上のお車を1保険証券でご契約される場合に、保険料を割引きます。

- ご契約者　●ご契約者の配偶者
- ご契約者またはその配偶者の同居の親族

割引率

1保険証券のご契約台数	割引率
2台	3%
3台以上5台以下	5%
6台以上	7%

(注1)ご契約者がリース会社などの場合は、取扱いが異なります。
(注2)保険料の払込方法が長期年払・長期月払のご契約については、取扱いが異なります。
(注3)原則として、短期契約はこの割引の対象外です。

新車割引

次の条件をすべて満たすご契約について保険料を割引きます。

- ご契約のお車が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車であること。
- 保険期間の開始日※の属する月が初度登録年月(自家用軽四輪乗用車の場合は初度検査年月)の翌月から起算して49か月以内であること。

※長期契約の場合は、各保険年度における保険期間の開始日の応当日とします。適用条件を満たす保険年度を対象に割引が適用されます。

割引率

ご契約のお車の用途車種、割引対象となる補償項目、ノンフリート等級などにより異なります。

ASV割引

ご契約のお車が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車であり、かつ、次の条件をすべて満たすご契約について、保険料を割引きます。

❶ ご契約のお車にAEB装置(衝突被害軽減ブレーキ装置)※1が装着されていること。
❷ ご契約のお車の型式の発売年月が、保険期間の開始日※2の属する年から3を減算した年の4月1日以降であること。

※1 AEB装置(衝突被害軽減ブレーキ装置)とは、カメラやレーダーなどで前方の自動車等を検知して、追突するおそれがある場合には、音や警告灯などでドライバーに警告してブレーキ操作による衝突回避を促し、さらにブレーキ操作が無くこのままでは追突が避けられないとシステムが判断した場合には、被害を軽減するため自動的にブレーキが作動する装置をいい、これに準ずるものを含みます。
※2 長期契約の場合は各保険年度における保険期間の開始日の応当日とします。適用条件を満たす保険年度を対象に割引が適用されます。
(注)型式不明車など一部の自動車のご契約には、本割引を適用することができません。

割引率 9%

障がい者割引

ご契約のお車が自家用8車種※1(レンタカー・教習用自動車を除く)のノンフリート契約であり、保険期間の開始日において以下のいずれかの条件を満たす場合に、保険料を割引きます。

❶ 記名被保険者が個人であり、かつ、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族に障がい者に該当する方※2が1名以上存在すること。
❷ 記名被保険者が「社会福祉法に基づく社会福祉法人」または「社会福祉法に基づく都道府県知事等の許可または届出により社会福祉事業を経営する方」のいずれかに該当する障害者福祉施設等※3の運営者であること。

※1 ❷の条件を満たす場合は、自家用バスを含み、障害者福祉施設等※3で使用される自動車のみを対象とします。
※2 「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」または「療育手帳」(「愛の手帳」、「みどりの手帳」など別称の場合を含みます)の交付を受けた方をいいます。
※3 障害者総合支援法に定める障害者支援施設等をいいます。

割引率 10%

福祉車両割引

ご契約のお車が福祉車両※の場合に、保険料を割引きます。

※福祉車両とは、消費税法に基づき、厚生労働大臣が指定する「身体障害者用物品及びその修理(平成3年6月7日厚生省告示第130号)に規定された消費税が非課税となるお車をいいます。「車いす等昇降装置」を装備し、かつ、「車いす等の固定に必要な手段」を施したお車などが対象となります。

割引率 3%

ハイブリッド・電気自動車割引

次の条件をすべて満たすご契約について保険料を割引きます。

- ご契約のお車が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車であること。
- ご契約のお車が「ハイブリッド車※1」、「電気自動車※2」または「燃料電池自動車※3」であること。
- 保険期間の開始日※4の属する月が初度登録年月(自家用軽四輪乗用車の場合は初度検査年月)の翌月から起算して13か月以内であること。

※1 ハイブリッド車とは、自動車検査証等の「備考」欄に「***ハイブリッド車」または「ハイブリッド車」と記載がある自動車をいいます。
※2 電気自動車とは、自動車検査証等の「燃料の種類」欄に「電気」と記載がある自動車をいいます。
※3 燃料電池自動車とは、自動車検査証等の「燃料の種類」欄に「圧縮水素」と記載がある、または「備考」欄に燃料電池車であることの記載がある自動車をいいます。
※4 長期契約の場合は、各保険年度における保険期間の開始日の応当日とします。適用条件を満たす保険年度を対象に割引が適用されます。

割引率 3%

「障がい者割引」「福祉車両割引」「ハイブリッド・電気自動車割引」を重複して適用することはできません。これらの割引が重複する場合は、優先順位(「①障がい者割引②福祉車両割引③ハイブリッド・電気自動車割引」の順)に従って、いずれかの割引を適用します。

(注)一部の特約の保険料には割引が適用されません。

ご契約に際して

商品の種類

弊社の自動車保険は「賠償に関する補償」「ご自身や同乗者の補償」「ご契約のお車の補償」「その他の補償」により構成されています。必要に合わせて補償を選択してください(保険種類によってはセットできない補償があります)。弊社の自動車保険の保険種類は、次のとおりです。

●AAP(家庭用総合自動車保険)　●AAI(一般用総合自動車保険)

保険期間および補償の開始・終了時期

- 保 険 期 間:1年間(1年超の長期契約や1年未満の短期契約も契約可能)
- 補償の開始:保険期間の開始日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- 補償の終了:保険期間の終了日(満期日)の午後4時

保険金額の設定

保険金額の設定は、補償の項目ごとに保険金額をお決めいただくものと、あらかじめ弊社で保険金額を設定させていただいているものがあります。なお、実際にご契約いただく保険金額については、保険申込書の保険金額欄、約款などでご確認ください。

記名被保険者

記名被保険者は、対人・対物賠償責任保険や人身傷害保険の被保険者の範囲などを決めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方の中から1名(法人で使用される場合は1法人)を選択してください。

「主に使用される方」とは、次のいずれかに該当する方となります。

- ご契約のお車を主に運転される方
- ご契約のお車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方(お車の所有者や自動車検査証等の使用者欄に記載された方など)。

保険料決定の仕組み

保険料は、補償内容、ご契約のお車の種類、補償される運転者の範囲、ご契約のお車の使用目的・記名被保険者の運転免許証の色(AAPに限ります)などにより決定します。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

保険料の払込方法

保険料の主な払込方法は、下表のとおりです。ただし、ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	一時払	分割払※1	
		初回保険料	2回目以降
口座振替	○※2	○※2	○
コンビニ払※3	○	×	×
クレジットカード払※4	○	○	×

※1 分割払の場合は、所定の保険料割増が適用されます(保険料分割払特約(大口)がセットされたご契約の場合、割増が適用されません)。
※2 「初回保険料口座振替特約」がセットされたご契約に限ります。
※3 コンビニ払特約をセットすることで選択いただけます。
※4 保険料クレジットカード払特約をセットすることで選択いただけます。特定の代理店・扱者のみでの取扱いとなります。

(注1)保険期間が1年でないご契約の場合、払込方法は上記と異なります。
(注2)ご契約者のお勤め先(団体)や所属されている集団を通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には一定の条件があります。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】
保険期間が始まった後でも、保険期間の開始日から取扱代理店・扱者が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

満期返戻金・契約者配当金

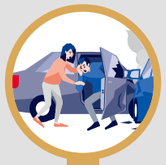
この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

解約と解約返戻金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

(注1)解約日から満期日までの期間に応じて、解約返戻金を返還させていただくことがあります。ただし、解約返戻金は原則として残っている保険期間分よりも少なくなります。
(注2)解約に伴い、解約日までの期間に応じてお支払いいただくべき保険料について追加の請求をさせていただくことがあります。

事故が起きたら

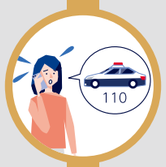


❶ ケガ人がいれば救護し、救急車を依頼





❷ 事故車両を安全な場所へ移動し、事故の続発を防止



❸ 警察へ連絡　警察に届出がない場合、保険金をお支払いできないことがあります。



❹ 事故の相手の方・目撃者などの確認　確認すべきことはメモをとります。



❺ その場では絶対に示談しないでください。
弊社の了承なく示談された場合は保険金をお支払いできないことがあります。



❻ 弊社に連絡してください。　取扱代理店・扱者または次の連絡先までご連絡ください。

事故受付センター　0120-416-652　24時間365日 通話料無料

深夜・休日でも平日と同様の初期対応サービスをご提供します!!

初期対応サービス　●相手の方への連絡　●代車の手配　●病院への手配　など

(注)事故状況などによっては、初期対応サービスをご提供できない場合があります。





事故現場「電話代理対応」(P5)

事故受付センターがお客さまに代わって、電話にて事故の相手の方に今後の対応について説明します。

(注1)各サービスは概要を案内しております。
(注2)各サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。

保険金をお支払いできない主な場合の詳細

各補償の「保険金をお支払いできない主な場合」は各補償ページ(P3～P26)をご覧ください。

き	競技・曲技	ご契約のお車を競技もしくは曲技(競技または曲技のための練習を含みます)に使用すること、または競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害または傷害 (注1)無保険車傷害特約の場合、「ご契約のお車」を「自動車」と読み替えます。 (注2)人身傷害保険、弁護士費用等特約【損害賠償請求に係る弁護士費用等】の場合、「ご契約のお車以外の自動車に競技もしくは曲技(競技または曲技のための練習を含みます)のために乗車中、または競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において乗車中にその本人に生じた損害」を含みます。 (注3)弁護士費用等特約【刑事事件に係る弁護士費用等】の場合、「ご契約のお車以外の自動車に競技もしくは曲技(競技または曲技のための練習を含みます)のために乗車中、または競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において乗車中に生じた損害」を含みます。
け	欠陥、摩滅、腐しょくなど	ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗による損害
こ	故意	ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害
	故意・重大な過失	■人身傷害保険、搭乗者傷害保険、対歩行者等事故傷害特約、自損事故特約、無保険車傷害特約の場合 ●被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害または傷害 ●損害または傷害が保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額 ■車両保険、レッカー等諸費用特約、レンタカー費用特約、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約(地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の拡張払特約)、車内身の回り品特約の場合 ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ■弁護士費用等特約【損害賠償請求に係る弁護士費用等】の場合 ●ご契約者の故意または重大な過失によって生じた損害 ●被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害 ■弁護士費用等特約【刑事事件に係る弁護士費用等】の場合 ●ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 ■経営者サポート費用補償特約の場合 ●従業員等の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害による損害 ●被保険者(記名被保険者)の故意または重大な過失によって生じた傷害による損害 ●傷害が保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額
さ	詐欺・横領	詐欺または横領によって生じた損害
し	地震・噴火・津波	地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害または傷害
た	第三者との特別な取決め	第三者との特別な取決めによって損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
	台風・洪水・高潮	台風・洪水・高潮によって生じた損害
の	脳疾患・疾病・心神喪失	■人身傷害保険、搭乗者傷害保険、対歩行者等事故傷害特約、自損事故特約、無保険車傷害特約の場合 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人に生じた損害または傷害 ■経営者サポート費用補償特約の場合 ●従業員等の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人に生じた傷害による損害 ●被保険者(記名被保険者)の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害による損害
む	無免許、酒気帯び運転など	無免許運転、麻薬などの影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じた損害または傷害※1※2 ※1 車両保険、レッカー等諸費用特約、レンタカー費用特約、弁護士費用等特約、車内身の回り品特約の場合、これらの状態での運転の場合に生じた損害 ※2 経営者サポート費用補償特約の場合、これらの状態で従業員等が運転することによってその本人に生じた傷害による損害、およびこれらの状態で被保険者(記名被保険者)が運転することによって生じた傷害による損害

用語集

き	危険物	道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。
	記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
	記名被保険者のご家族	記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。
	協定新価保険価額	ご契約者または車両所有者と弊社が、ご契約のお車の新車保険価額としてご契約締結時に協定した価額をいい、ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額により定めます。
	協定保険価額	ご契約者または車両所有者と弊社が、ご契約のお車の価額としてご契約締結時に協定した価額をいい、ご契約締結時におけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月など（初度検査年月を含みます）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。
け	原動機付自転車	用途車種が一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車である自動車をいいます。
こ	ご契約のお車（被保険自動車）	保険証券に記載された補償の対象となる自動車をいいます。
	個人被保険者	保険証券の個人被保険者欄に記載されている方をいいます。個人被保険者は、次の条件をすべて満たすAAIのご契約に限り、法人の代表権を有する方のうち1名を設定することができます。 ①記名被保険者が法人であること。 ②ご契約のお車がレンタカーまたは教習用自動車ではないこと。 ③ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、ノンフリート契約であること。
	個人被保険者のご家族	個人被保険者の配偶者、個人被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。
さ	再調達価額	損害が生じた地および時において、その物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再取得するのに必要な金額をいいます。
し	時価額	自動車の場合は、損害が生じた地および時における価額（同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月など（初度検査年月を含みます）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額）をいいます。自動車以外の物の場合は、損害が生じた地および時における、その物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて現在価値として算出した金額をいいます。
	自家用8車種	次の用途車種の自動車をいいます。 ①自家用普通乗用車　②自家用小型乗用車　③自家用軽四輪乗用車　④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車　⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑦自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）　⑧特種用途自動車（キャンピング車）
	事故有係数適用期間	「事故有の割引・割増率（係数）」を適用する期間（保険期間の開始日における残りの適用年数）をいい、ご契約のお車1台ごとに適用します。なお、上限を6年、下限を0年とします。
	自動車	道路運送車両法第2条第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
	自力走行不能	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①ご契約のお車が自力で走行できない状態 ②ご契約のお車が法令等により走行が禁じられる状態
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
せ	全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合※1、または修理費が時価額※2以上となる場合をいいます。 ※1 ご契約のお車が盗難され、発見できなかった場合を含みます。 ※2 車両価額協定保険特約をセットした場合は、協定保険価額とします。
た	短期契約	保険期間が1年未満の保険契約をいいます。
ち	長期契約	保険期間が1年超の保険契約をいいます。
て	電欠等	ご契約のお車が電気自動車の場合の電池切れをいい、燃料電池自動車等の所定の場所以外での補給が困難な燃料のみにより走行する自動車の場合の燃料切れを含みます。
	電車等	汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
の	ノンフリート契約	ご契約者が自ら所有・使用されるお車のご契約台数が9台以下（他の保険会社でのご契約を含みます）の場合のご契約をいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります）。 ①婚姻意思※を有すること。 ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。 ※戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
ひ	被保険者	保険の補償の対象となる方をいいます。
ふ	フリート契約	ご契約者が自ら所有・使用されるお車のご契約台数が10台以上（他の保険会社でのご契約を含みます）ある場合のご契約をいいます。
	分損	全損以外の場合をいいます。
ほ	保険金額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いすべき事故が発生した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額（支払限度額）をいいます。
	保険年度	初年度は保険期間の開始日からその日を含めて1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の開始日の応当日からその日を含めて1年間をいいます。なお、最終年度については、その期間が1年未満であっても1保険年度とします。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
む	無保険自動車	事故の相手自動車のうち、次のような約款に定める条件に該当する自動車をいいます。 ● 対人賠償責任保険を契約していない自動車 ● 対人賠償責任保険は契約しているが、保険金をお支払いできない場合となり支払いが受けられない自動車 ● あて逃げなどで、相手が不明である自動車 など
め	免責金額（自己負担額）	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
よ	用途車種	登録番号標等※上の分類番号、色などに基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バスなどの区分をいいます。なお、用途車種の区分は弊社が定める区分表によるものとします。 ※車両番号標および標識番号標を含みます。

●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
　また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。



e証券　e約款　をご選択ください！

弊社では書面に代わり、弊社ホームページからいつでも簡単にご契約内容や約款をご確認いただける「e証券」「e約款」をお選びいただけます。紙資源の節約にも貢献できますので、ぜひご利用ください。

AIG損害保険株式会社

TEL: 03-6848-8500（大代表）

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

https://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ・お申し込みは

2A1-49D（B-260267）26-09 150K（CR）